

家庭的保育事業等（地域型保育事業）の設備及び  
運営に関する基準について  
（骨子案）

## 1. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について

家庭的保育事業等は、子ども・子育て支援新制度において、児童福祉法に基づく市の認可事業（地域型保育事業）として新たに位置づけられることになりました。これに伴い、瑞浪市においても家庭的保育事業等に係る設備及び運営に関する基準を定めることとなります。子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等は、原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業であり、その定員数や保育の実施場所等により、次の4類型に区分されます。

事業	概要
①家庭的保育事業	家庭的な雰囲気の中で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業。 家庭的保育者の居宅その他様々なスペースで行う。 定員：5人以下
②小規模保育事業	定員6人～19人までの小規模な保育施設で保育を実施する事業 職員の配置基準等に応じて、以下の3類型にて実施。 ・小規模保育事業A型（定員6人以上19人以下） ・小規模保育事業B型（定員6人以上19人以下） ・小規模保育事業C型（定員6人以上10人以下）
③居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子の居宅等において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施する事業。
④事業所内保育事業	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業。 地域において保育を必要とする子にも保育を提供する。 ※利用定員に応じ、国の定める基準（省令）と同様に地域枠を設ける。

## 2. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の制定にあたって

○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準については、国の定める基準（省令）を踏まえ、市が条例で制定します。

（児童福祉法第34条の16第1項）

○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の条例制定にあたっては、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従い、定める必要があります。

（児童福祉法第34条の16第2項）

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌（比べあわせて、良い方をとること。）した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

## 3. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の制定に係る瑞浪市の基本的な考え方

本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準を瑞浪市の基準とするものとする。

## 4. 瑞浪市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）とその考え方

【家庭的保育事業】      (※) 従：従うべき基準      参：参酌すべき基準

項目	国の示す基準の内容	※	瑞浪市基準（案）	基準に対する瑞浪市の考え方
保育従事者	家庭的保育者 ※市町村が行う研修を終了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	従	⇒国の基準どおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準を瑞浪市の基準とする。

		家庭的保育補助者 ※市町村長が行う研修を修了した者			
職員数		乳幼児 3人につき1人 (家庭的保育補助者を置く場合には、5人につき2人)	従	⇒国の基準どおり	//
設備・面積	保育室等	保育を行う専用の部屋 ※乳幼児1人3.3㎡以上。部屋の面積自体は9.9㎡以上必要(3人を超えて保育を行う場合は、乳幼児1人につき3.3㎡を加えた面積であること)	参	⇒国の基準どおり	//
	屋外遊戯場	同一敷地内に幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近の代替地可) ※満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上			
給食	方法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	⇒国の基準どおり	//
	設備	調理設備			
	職員	調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。 ※保育を行う乳幼児が3人以下の場合は、家庭的保育補助者で対応可。			

耐火基準等	基本的に建築基準法の上乗せ規制はなし。	参	⇒国の基準どおり	//
連携施設	連携施設の設定が必要（経過措置あり） ＜連携の内容＞ ①保育内容の支援 ②卒園後の受皿	従	⇒国の基準どおり	//
嘱託医	嘱託医 （連携施設と同一の嘱託医への委嘱も可）	従	⇒国の基準どおり	//

【小規模保育事業】

①小規模保育事業A型

項目	国の示す基準の内容	※	瑞浪市基準（案）	基準に対する瑞浪市の考え方
保育従事者	保育士 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。	従	⇒国の基準どおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準を瑞浪市の基準とする。
職員数	乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。 ※特例地域型保育給付の対象となる満3歳以	従	⇒国の基準どおり	//

		上の児童の場合、認可保育所と同等の職員数とする。				
設備 ・ 面積	保育室 等	満2歳 未満	乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上	参	⇒国の基準どおり	//
		満2歳 以上	保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上			
	屋外 遊戯場	屋外遊戯場（付近の代替地可） ※満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上				
給食	方法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。		従	⇒国の基準どおり	//
	設備	調理設備				
	職員	調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。				
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 （注）追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備		参	⇒国の基準どおり	//

連携施設	連携施設の設定が必要（経過措置あり） ＜連携の内容＞ ①保育内容の支援 ②卒園後の受皿	従	⇒国の基準どおり	//
嘱託医	嘱託医（連携施設と同一の嘱託医への委嘱も可）	従	⇒国の基準どおり	//

②小規模保育事業所B型

項目	国の示す基準の内容	※	瑞浪市基準（案）	基準に対する瑞浪市の考え方
保育従事者	保育士 保育従事者（市町村長が行う研修を修了した者） ※保育士割合は1 / 2以上 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。	従	⇒国の基準どおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準を瑞浪市の基準とする。
職員数	乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。 ※特例地域型保育給付の対象となる満3歳以上の児童の場合、認可保育所と同等の職員	従	⇒国の基準どおり	//

		数とする。				
設備 ・ 面積	保育室 等	満2歳 未満	乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上	参	⇒国の基準どおり	//
		満2歳 以上	保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上			
	屋外 遊戯場	屋外遊戯場（付近の代替地可） ※満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上				
給食	方法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの 搬入可。		従	⇒国の基準どおり	//
	設備	調理設備				
	職員	調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設 等から搬入する場合は不要。				
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火 又は準耐火建築物であること。 （注）追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手す り等の乳幼児の転落事故防止設備		参	⇒国の基準どおり	//

連携施設	連携施設の設定が必要（経過措置あり） ＜連携の内容＞ ①保育内容の支援 ②卒園後の受皿	従	⇒国の基準どおり	//
嘱託医	嘱託医（連携施設と同一の嘱託医への委嘱も可）	従	⇒国の基準どおり	//

③小規模保育事業所C型

項目	国の示す基準の内容		※	瑞浪市基準（案）	基準に対する瑞浪市の考え方	
保育従事者	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 ※市町村長が行う研修を修了した者		従	⇒国の基準どおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準を瑞浪市の基準とする。	
職員数	乳幼児 3人につき1人 （家庭的保育補助者を置く場合には、5人につき2人）		従	⇒国の基準どおり	//	
設備・面積	保育室等	満2歳未満	乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上	参	⇒国の基準どおり	//
		満2歳以上	保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上			

	屋外 遊戯場	屋外遊戯場（付近の代替地可） ※満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上			
給食	方法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	⇒国の基準どおり	//
	設備	調理設備			
	職員	調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。			
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 （注）追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備	参	⇒国の基準どおり	//
連携施設		連携施設の設定が必要（経過措置あり） ＜連携の内容＞ ①保育内容の支援 ②卒園後の受皿	従	⇒国の基準どおり	//
嘱託医		嘱託医（連携施設と同一の嘱託医への委嘱も可）	従	⇒国の基準どおり	//

【居宅訪問型保育事業】

項目	国の示す基準の内容	※	瑞浪市基準（案）	基準に対する瑞浪市の考え方
保育の内容	障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 など	従	⇒国の基準どおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、国の基準を瑞浪市の基準とする。
保育従事者	家庭的保育者 ※必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村が認める者	従	⇒国の基準どおり	//
職員数	乳幼児 1人につき1人	従	⇒国の基準どおり	//
連携施設	連携施設の設定は一律にはない ※障害、疾病等のある子どもの個別ケアを行う場合、それに関するバックアップ等の形で必ず設定を求めていく。	従	⇒国の基準どおり	//

※保護者・子どもの居宅において保育を行うという特性を踏まえ、給食・耐火基準等については基準の設定なし

【事業所内保育事業】

①保育所型事業所内保育事業（利用定員20人以上）

項目	国の示す基準の内容	※	瑞浪市基準（案）	基準に対する瑞浪市の考え方
保育従事者	保育士 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。	従	⇒国の基準どおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準を

					瑞浪市の基準とする。	
職員数	乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ※特例地域型保育給付の対象となる満3歳以上の児童の場合、認可保育所と同等の職員数とする。	従	⇒国の基準どおり		//	
設備・面積	保育室等	満2歳未満 満2歳以上	乳児室 1人につき1.65㎡以上 ほふく室 1人につき3.3㎡以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上	参	⇒国の基準どおり	//
	屋外遊戯場		屋外遊戯場（付近の代替地可） ※満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上			
	方法		自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。			
給食	設備		調理室 ※保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む	従	⇒国の基準どおり	//
	職員		調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。			

耐火基準等	建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火 又は準耐火建築物であること。 (注) 追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手す り等の乳幼児の転落事故防止設備	参	⇒国の基準どおり	//
連携施設	連携施設を確保しないことができる。	従	⇒国の基準どおり	//
嘱託医	嘱託医 (連携施設と同一の嘱託医への委嘱も可)	従	⇒国の基準どおり	//

②小規模型事業所内保育事業（利用定員19人以下）

項目	国の示す基準の内容	※	瑞浪市基準（案）	基準に対する瑞浪市の考え方
保育従事者	保育士 保育従事者 (市町村長が行う研修を修了した者) ※保育士の割合は1/2以上。 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士と してカウント可。	従	⇒国の基準どおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準を瑞浪市の基準とする。
職員数	乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児	従	⇒国の基準どおり	//

		<p>おおむね6人につき1人  ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。  ※特例地域型保育給付の対象となる満3歳以上の児童の場合、認可保育所と同等の職員数とする。</p>				
設備・面積	保育室等	満2歳未満	乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上	参	⇒国の基準どおり	//
		満2歳以上	保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上			
	屋外遊戯場	屋外遊戯場（付近の代替地可） ※満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上				
給食	方法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。		従	⇒国の基準どおり	//
	設備	調理設備				
	職員	調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。				
耐火基準等		<p>建築基準法の上乗せ規制あり。  ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。  （注）追加的事項</p>		参	⇒国の基準どおり	//

	①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備			
連携施設	連携施設を確保しないことができる。	従	⇒国の基準どおり	//
嘱託医	嘱託医 (連携施設と同一の嘱託医への委嘱も可)	従	⇒国の基準どおり	//

### 5. 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日とする。

※基準は条例で定めることを基本としていますが、機動的な対応が必要な内容又は専門技術的な内容に係る項目については、規則などに委任されることがあります。

特定教育・保育施設及び  
特定地域型保育事業の運営に関する基準について  
(骨子案)

### 1. 子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とします。

具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業者に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払うこととなります。

### 2. 確認制度における運営に関する基準について

教育・保育施設、地域型保育事業は、①学校教育、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすこと、②子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「法」という。）に基づく市町村が条例で定める運営に関する基準（運営基準）を満たすことが求められます。  
（法第34条第2項、法第46条第2項）

### 3. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準の制定に当たって

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準の制定に当たっては、国が内閣府令で定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従って定める必要があります。  
（法第34条第3項、法第46条第3項）

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌（比べあわせて、良い方をとること。）した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

### 4. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準の制定に係る市の基本的な考え方

本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準を瑞浪市の基準とするものとする。

## 5. 瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準（案）とその考え方

【利用定員に関する基準】      (※) 従：従うべき基準      参：参酌すべき基準

項目	国の示す基準の内容	※	瑞浪市基準（案）	基準に対する瑞浪市の考え方
利用定員	<p>確認を受ける施設・事業の利用定員については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園は、利用定員の数をもとに、1号・2号・3号認定子どもの区分を定める。</li> <li>・保育所は、利用定員の数をもとに、2号・3号認定子どもの区分を定める。</li> <li>・幼稚園は、1号認定子どもの区分を定める。</li> <li>・家庭的保育事業は、利用定員の数をもとに、3号認定子どもの区分を定める。</li> <li>・小規模保育事業A型・B型は、利用定員の数をもとに、6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型は、利用定員の数をもとに、6人以上10人以下とし、3号認定子どもの区分を定める。</li> <li>・居宅訪問型保育事業は、利用定員の数をもとに、3号認定子どもの区分を定める。</li> <li>・事業所内保育事業は、その雇用する労働者の子ども・3号認定子どもの区分を定める。</li> </ul>	従	⇒国の基準どおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準を瑞浪市の基準とする。

	3号認定子どもの区分については、満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもに区分する。			
定員の遵守	やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて受入れを行ってはならない。	参	⇒国の基準どおり	//
内容・手続きの説明、同意、契約	<p>教育・保育の提供開始に当たって、保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得ることを求めることとする。</p> <p>&lt;事前説明を要する事項（施設・事業の選択に資すると認められる事項）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程の概要</li> <li>・苦情処理体制</li> <li>・事故発生時の対応</li> </ul>	参	⇒国の基準どおり	//
	<p>事前説明の方法は、パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に説明することを基本とする。</p> <p>その際、保護者の申出に対応して、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも可能とする。</p>			
応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）	<p>利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>「正当な」理由は、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申込みがあった場合（選考が必要）、③その他特別な事情がある場合などを基本とする。</p>	従	⇒国の基準どおり	//
定員を上回る利用の申込みがあ	定員を上回る利用の申込みがあった場合、国が定める選考基準に基づき選考を行うこととなるが、選考方法につい	従	⇒国の基準どおり	//

<p>った場合の選考</p>	<p>ては明示を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育標準時間認定（1号）を受けた子どもの場合、「抽選」、「先着順」、「建学の精神等設置者の理念」に基づく選考。</li> <li>・保育認定（2号、3号）を受けた子どもの場合は、市が利用調整を行う。</li> <li>・特別な支援が必要な子どもの受入体制が整っている施設の場合、特別な支援が必要な子どもを優先的に選考。</li> </ul>			
<p>支給認定証の確認、支給認定申請の援助</p>	<p>保護者の受給資格を確認するため、施設・事業の利用開始に当たって、支給認定証の確認（利用期間等）を行うこととする。</p> <p>支給認定申請が行われていない場合には、申込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がされるよう援助をすることとする。</p>	<p>参</p>	<p>⇒国の基準どおり</p>	<p>//</p>

○教育・保育の提供に関する基準

項目	国の示す基準の内容	※	瑞浪市基準（案）	基準に対する瑞浪市の考え方
<p>幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供</p>	<p>幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定子ども園要領（仮称）、地域型保育事業は保育所保育指針に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくては</p>	<p>従</p>	<p>⇒国の基準どおり</p>	<p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことか</p>

	ならない。			ら、国の基準を瑞浪市の基準とする。
子どもの心身の状況の把握（健康診断等）	子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする。	参	⇒国の基準どおり	//
子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む）	<p>1) 利用児童の平等取扱い 入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担する可否により差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>2) 虐待等の禁止 職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>3) 懲戒に係る権限の濫用防止 懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。</p>	従	⇒国の基準どおり	//
連携施設との連携（地域型保育事業のみ）	<p>地域型保育事業を行う事業者に対し、「保育内容に関する支援」・「卒園後の受け皿」の観点から、連携施設の設定を求めるとともに、連携内容等を明確にするよう努めることを求めることとする。</p> <p>特に、「保育内容に関する支援」として、連携施設から給食の外部搬入を行う場合及び合同で嘱託医の健診を受ける場合、「卒園後の受け皿」として、連携施設に優先的な利用枠を設けるなどの経費が必要となったり、利用枠の設定な</p>	従	⇒国の基準どおり	//

	どの形で確実な履行が担保されるべき事項については、協定書（契約書、覚書等）の締結を求め、どの施設と連携関係にあるのか、情報公表項目として明示していくこととする。			
利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む）	施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領することを求め、その上で、それ以外に、実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる。 実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示することを求める。	従	⇒国の基準どおり	//
利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止）	給付（委託費）を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知することを求めることとする。	参	⇒国の基準どおり	//
特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）	特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容は、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。	従	⇒国の基準どおり	//

○管理・運営に関する基準

項目	国の示す基準の内容	※	瑞浪市基準（案）	基準に対する瑞浪市の考え方
施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、提示	<p>運営規程において定めるべき重要事項を定めた運営規程の策定、提示を求めることとする。</p> <p>&lt;運営規程&gt;</p> <p>①施設・事業の目的及び運営の方針</p> <p>②提供する教育・保育の内容</p> <p>③職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>④教育・保育を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日）</p> <p>⑤利用料等に関する事項（実費徴収、上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む）</p> <p>⑥利用定員（確認制度上の定員設定）</p> <p>⑦施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準を含む）</p> <p>⑧緊急時における対応方法</p> <p>⑨非常災害対策</p> <p>⑩虐待防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪その施設・事業の運営に関する重要事項</p>	参	⇒国の基準どおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準を瑞浪市の基準とする。
秘密保持、個人情報保護	施設・事業の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならな	従	⇒国の基準どおり	〃

	<p>い。</p> <p>従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないように、施設・事業者が必要な措置を講ずることとする。</p> <p>地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要となる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておくこととする。</p>			
非常災害対策、衛生管理	<p>施設・事業については、非常災害にかかる計画、関係機関への通報、連携体制等を整備、職員への周知、定期的な訓練の実施を求めることとする。</p> <p>また、施設・設備の衛生管理に努めるとともに、感染症のまん延防止のための措置を講ずることを求めることとする。</p>	参	⇒国の基準どおり	//
事故発生及び事故発生時の対応	<p>事故の発生（再発）防止のための措置を講じ、事故発生時の保護者（家族）や市町村に対する速やかな報告・記録・損害賠償を行うことを求めることを基本とする。</p>	従	⇒国の基準どおり	//
評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価）	<p>自己評価及びそれに基づく改善については、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者に対して求める方向とする。</p> <p>学校関係者（保護者等）評価、第三者評価については、受審に努めることとする。</p>	参	⇒国の基準どおり	//

苦情処理	<p>入所者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講ずることとする。</p> <p>苦情に関連して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善等を行う旨を求めることとする。</p>	参	⇒国の基準どおり	//
会計処理	<p>施設型給付、地域型保育給付の創設を受けて、法人種別ごとの会計処理を求める。公費の透明性確保の観点から、施設・事業ごとの区分経理を求める。その上で、財務諸表の公表を求めていくことを基本とする。</p>	参	⇒国の基準どおり	//
記録の整備	<p>職員、設備及び会計に関する諸記録を整備し、5年間保存しておかなければならない。</p>	参	⇒国の基準どおり	//
管理・運営に関するその他の事項	<p>ア) 勤務体制の確保</p> <p>適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、必要な研修機会を確保し、資質向上等を図ることを求めることとする。</p> <p>イ) 誇大広告の禁止</p> <p>その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならない。</p>	参	⇒国の基準どおり	

### ○撤退時の基準

項目	国の示す基準の内容	※	瑞浪市基準（案）	基準に対する瑞浪市の考え方
確認の辞退、定員減少における対応（利用者の継続のための便宜提供等）	<p>給付の対象施設・事業であることの辞退（確認の辞退）や利用定員の減少については、3ヶ月以上の予告期間を設けることとされているが、その際、施設・事業者は、現に利用している子ども・保護者に対して、継続して教育・保育が提供されるよう、他の施設との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。</p> <p>また、上記に伴い、協力する教育・保育施設、地域型保育事業者については、利用定員の弾力化に当たって配慮することとする。</p>	参	⇒国の基準どおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準を瑞浪市の基準とする。

## 6. 施行期日

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日とする。

※基準は条例で定めることを基本としていますが、機動的な対応が必要な内容又は専門技術的な内容に係る項目については、規則などに委任されることがあります。

瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び  
運営に関する基準について  
(骨子案)

## 1. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の制定理由について

平成 24 年8月の子ども・子育て関連3法の成立に伴い、児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営の基準を市町村において、平成 27 年4月1日施行を目途に条例を定めることとされました。

児童福祉法の定めでは、市町村での条例化に際しては、放課後児童健全育成事業に従事する者及び員数については国が定める基準に従い、その他の事項については国が定める基準を参酌することとなっています。

（国が定める基準）

○「従うべき基準」…「従うべき基準」と異なる内容は定めることは認められず、その基準の従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容。

●「従事する者」

●「員数」

○「参酌すべき基準」…「参酌すべき基準」を十分参照したうえであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容。

●それ以外の項目

## 2. 現状の運営基準

瑞浪市放課後児童健全育成事業等実施要綱（平成 22 年2月 12 日告示第8号）及び放課後児童クラブガイドライン（平成 19 年10月 19 日付、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）を基本として運営されています。

### 3. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に対する瑞浪市の考え方

項目	国の基準	基準種類	瑞浪市の基準（案）	基準に対する瑞浪市の考え方
①最低基準の目的	放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障する。	-	国の基準どおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を瑞浪市の基準とする。
②最低基準の向上	市は、保護者等の意見を聴き、事業者に対して、設備等を最低基準を超えて向上させるよう勧告できる。 市は、最低基準を常に向上させるように努める。	-	国の基準どおり	//
③最低基準と放課後児童健全育成事業者	事業者は、設備等を最低基準を超えて向上させなければならない。	-	国の基準どおり	//

<p>④放課後児童健全育成事業の一般原則</p>	<p>小学校に就学している児童のうち保護者が労働等で昼間家庭にいない児童に対して、自主性、社会性、創造性の向上、基本的生活習慣の確立、健全育成を目的とする。</p> <p>利用者の人権に配慮し、人格を尊重する。</p> <p>地域社会との交流と連携を図り、保護者や地域社会に運営内容を適切に説明する。</p> <p>運営内容についての自己評価及び結果の公表を行う。</p> <p>事業を行う場所は採光や換気など利用者の保健衛生や危害防止に十分な考慮を払う。</p>	<p>参</p>	<p>国の基準どおり</p>	<p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を瑞浪市の基準とする。</p>
<p>⑤放課後児童健全育成事業者と非常災害対策</p>	<p>事業者は、非常災害に必要な設備を設け、非常災害に対する計画を立案する。</p> <p>避難訓練、消火訓練を定期的に行う。</p>	<p>参</p>	<p>国の基準どおり</p>	<p>//</p>
<p>⑥放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件</p>	<p>事業者の職員は、健全な心身等を持ち、児童福祉に対して熱意のある者で、事業の理論等について訓練を受けた者とする。</p>	<p>参</p>	<p>国の基準どおり</p>	<p>//</p>

<p>⑦放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等</p>	<p>事業者の職員は、自己研さんに励むとともに、必要な知識・技能の修得、維持、向上に努める。 事業者は、職員の研修の機会を確保する。</p>	<p>参</p>	<p>国の基準どおり</p>	<p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を瑞浪市の基準とする。</p>
<p>⑧設備の基準</p>	<p>事業所には、遊びや生活の場などの機能を備えた専用区画を設け、必要な設備及び備品などを備えなければならない。 専用区画の面積は、児童1人につき1.65㎡以上でなければならない。 専用区画、設備、備品などは開所時間帯において事業のために使用できるものでなければならない。(利用者に支障がない場合を除く。) 専用区画、設備、備品などは衛生と安全が確保されたものでなければならない。</p>	<p>参</p>	<p>国の基準どおり</p>	<p>//</p>
<p>⑨職員</p>	<p>第1項 事業者は、事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならない。</p>	<p>従</p>	<p>国の基準どおり</p>	<p>//</p>

◎職員	第2項 放課後児童支援員の数、支援の単位ごとに2人以上とするが、1人を除いて補助員とすることができる。	従	国の基準どおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を瑞浪市の基準とする。
◎職員	<p>第3項 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するもので、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保育士の資格を有する者</li> <li>2. 社会福祉士の資格を有する者</li> <li>3. 高等学校を卒業した者などで、2年以上児童福祉事業に従事したもの。</li> <li>4. 幼稚園や学校などの教諭となる資格を有する者</li> <li>5. 大学において、社会福祉学、心理学などを専修する学科、これらに相当する課程を修めて卒業した者</li> <li>6. 大学において、社会福祉学、心理学などを専修する学科などにおいて優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院の入学が認められた者</li> <li>7. 大学院において、社会福祉学、心理学などを専攻する研究科、これらに相当する</li> </ol>	従	国の基準どおり	//

	<p>課程を修めて卒業した者</p> <p>8. 外国の大学において、社会福祉学、心理学などを専修する学科、これらに相当する課程を修めて卒業した者。</p> <p>9. 高校学校の卒業者などで、2年以上の期間、事業に類似する事業に従事した者で、市長が適当と認めたもの。</p>			
◎職員	<p>第4項 支援の単位は、複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1つの支援の単位を構成する児童数は、おおむね40人以下とする。</p>	参	国の基準どおり	<p>現状として1つの放課後児童クラブの児童数が40人を超えているが、児童の安全を確保できる体制の下で、1つのクラブの中で複数の「支援の単位」に分けて対応することも可能であるため、国の基準のとおりとした。</p>
◎職員	<p>第5項 放課後児童支援員と補助員は、専ら支援の提供に従事すること。ただし、利用者の支援に支障がない場合を除く。</p>	従	国の基準どおり	<p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を瑞浪市の基準とする。</p>

⑩利用者を平等に取り扱う原則	利用者の国籍、信条、社会的身分による差別を禁止する。	参	国の基準どおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を瑞浪市の基準とする。
⑪虐待等の禁止	利用者への虐待、心身に有害ない影響を与える行為を禁止する。	参	国の基準どおり	//
⑫衛生管理等	<p>設備、食器、飲用に供する水の衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講ずる。</p> <p>感染症、食中毒の発生、まん延の防止措置を講ずる。</p> <p>必要な医薬品を常備し、適正な管理を行う。</p>	参	国の基準どおり	//

<p>⑬運営規程</p>	<p>○事業所は、次の事項についての運営規程を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業目的・運営方針</li> <li>2. 職員の職種・人数・職務内容</li> <li>3. 開所日・時間</li> <li>4. 支援内容、保護者が支払う額</li> <li>5. 利用定員</li> <li>6. 事業の実施地域</li> <li>7. 利用の留意事項</li> <li>8. 緊急時の対応方法</li> <li>9. 非常災害対策</li> <li>10. 虐待防止措置</li> <li>11. その他運営に関する重要事項</li> </ol>	<p>参</p>	<p>国の基準どおり</p>	<p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を瑞浪市の基準とする。</p>
<p>⑭放課後児童健全育成事業者が備える帳簿</p>	<p>職員、財産、収支、利用者の処遇状況の帳簿を整備する。</p>	<p>参</p>	<p>国の基準どおり</p>	<p>//</p>

⑮秘密保持等	<p>業務上知り得た利用者や家族の秘密を保持する。</p> <p>職員であった者が業務上知り得た利用者や家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講ずる。</p>	参	国の基準どおり	<p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を瑞浪市の基準とする。</p>
⑯苦情への対応	<p>利用者、保護者からの苦情に対応するために、受付窓口等の設置など必要な措置を講ずる。</p> <p>事業者は、市から指導、助言を受けた場合には必要な改善を行う。</p>	参	国の基準どおり	//
⑰開所時間及び日数	<p>第1項 開所する時間は、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻等を考慮して事業所ごとに決定する。</p> <p>1. 小学校授業休業日は1日8時間以上</p> <p>2. 小学校授業休業日以外の日は1日3時間以上</p>	参	国の基準どおり	//

⑰開所時間及び日数	第2項 開所日数は、1年に250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日等を考慮して事業所ごとに決定する。	参	瑞浪市の基準として、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として250日以上開所する必要がないクラブについては、この限りでないとした。	瑞浪市においては、夏休みと春休みにのみ開所する季節学童クラブが1クラブあり、開所日数を一律に1年に250日以上とすることは、瑞浪市の実情に合わないと判断した。
⑱保護者との連絡	保護者と密接な連携をとり、利用者の健康や行動を説明して、保護者の理解と協力を得るように努める。	参	国の基準どおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を瑞浪市の基準とする。
⑲関係機関との連携	市、児童福祉施設、通学する小学校との密接な連携をとる。	参	国の基準どおり	//

⑳事故発生時の対応	<p>事故が発生した場合は、市や保護者等に連絡し必要な措置を講じる。</p> <p>賠償すべき事故が発生した場合は、迅速に損害賠償を行う。</p>	参	国の基準どおり	//
㉑委任	<p>施行に関して必要な事項は、規則で定める。</p>	参	国の基準どおり	<p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を瑞浪市の基準とする。</p>
㉒施行期日	<p>子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。</p>	参	国の基準どおり	//
㉓職員の経過措置	<p>第10条第3項の県が行う研修を修了した者は、平成32年3月31日までに終了する予定者を含む。</p>	従	国の基準どおり	//

※基準は条例で定めることを基本としていますが、機動的な対応が必要な内容又は専門技術的な内容に係る項目については、規則などに委任されることがあります。

# 保育の必要性の認定に関する基準について (骨子案)

### 1. 保育の必要性の認定に関する基準について

子ども・子育て支援新制度においては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性の認定を行い、認定証を交付することとなります。

### 2. 保育の必要性の認定について

保育の必要性の認定にあたっては、次の3点について認定基準を策定することとされています。

- ①「事由」：保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由
- ②「区分」：長時間認定（「長時間」）又は（「短時間」）の区分（保育必要量）
- ③「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

### 3. 瑞浪市における保育の必要性の認定に関する基準の考え方

	国の基準	基準に対する瑞浪市の考え方
事由	①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応 （一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） ②妊娠、出産 ③保護者の疾病、障害 ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護	⇒国の基準どおり

	<p>⑤災害復旧          ⑥求職活動          ・起業準備を含む          ⑦就学          ・職業訓練校等における職業訓練を含む          ⑧虐待やDVのおそれがあること          ⑨<u>育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</u>          ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p> <p>※下線部は、現行の保育の実施に関する条例から新たに追加されたもの</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">保育の必要量</p>	<p>○保育標準時間：          1日11時間まで          （就労時間の下限は、1ヶ月あたり120時間程度）</p> <p>○保育短時間：          1日8時間まで          （就労時間の下限は、<u>1ヶ月あたり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定めることとする</u>）</p>	<p>○保育標準時間：          1日11時間まで          （就労時間の下限は、1ヶ月あたり120時間程度）</p> <p>○保育短時間：          1日8時間まで          （就労時間の下限は、<u>1ヶ月あたり64時間（※）とする</u>）</p>

(※) 現行の制度上では、「1ヶ月16日以上で、かつ、1日4時間以上」(＝64時間)と定めているため、現行と同じ保育時間とする。

#### 4. 施行期日

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日とする。

※基準は条例で定めることを基本としていますが、機動的な対応が必要な内容又は専門技術的な内容に係る項目については、規則などに委任されることがあります。